

取扱店舗募集

手数料・登録料 無料

初期投資・専用端末 不要

 募集締切日

令和8年5月12日（火）

※募集締切後も随時申込可能ですが、事業開始から参加したい場合は締切日までに必ずお申込みください。

? 「とよあ券」って？

市民が、市内の取扱店舗で利用できる商品券です。

紙商品券3,500円分（500円×7枚）とLINEで取得できるデジタル商品券1,500円分（500円×3枚）を発行します。

紙商品券の取扱条件

市内の食料品等を取り扱う店舗で裏面【取扱店舗の申込】に定める資格要件を満たしていること。

デジタル商品券の取扱条件

小売業・飲食業・各種サービス業など、市内に店舗を有する小規模事業者で、裏面【取扱店舗の申込】に定める資格要件を満たしていること。

店舗の皆さまにお願いするのは次の4つです

紙商品券の場合



1 利用枚数の確認

利用される商品券の枚数を利用者と確認してください



2 会計

差額を会計してください



3 店舗印等の押印（推奨）

商品券が利用済みか判断するために店舗印等の押印を推奨しています



4 換金書類の送付

換金依頼書と利用済み商品券を事務局に送付してください

デジタル商品券の場合



1 卓上ポップ等の設置

配布される卓上ポップ等を設置してください



2 利用時画面の確認

利用者と利用内容を画面で確認してください



3 利用完了画面の確認

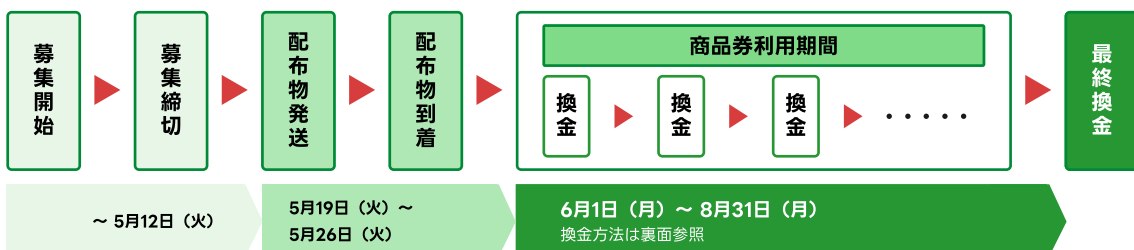
利用完了の画面を確認してください



4 会計

差額を会計してください

取扱店舗募集から商品券利用終了までの流れ



豊明全市民参加型物価高対策事業「とよあ券」 商品券取扱店舗募集概要

事業内容

市民全員に紙商品券3,500円分（500円×7枚）と、LINEで利用できるデジタル商品券1,500円分（500円×3枚）を発行します。

利用方法

取扱店舗が取扱う商品の購入・サービスの提供等の代金支払いに利用できます。
※利用枚数に制限はありません。

利用期間

令和8年6月1日（月）～ 令和8年8月31日（月）

※利用期間を過ぎた商品券は無効となります。

商品券の利用範囲（制限）

次に示す内容について商品券の利用はできません。

- ① 国や地方公共団体への支払・各種公共料金等の支払
- ② 商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等換金性の高いもの
- ③ 株式・先物・宝くじ等の金融商品
- ④ 風俗営業等の規則および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に係るもの
- ⑤ 取扱店舗が利用を不可とした商品
- ⑥ 法律で商品券による購入が禁じられているもの
- ⑦ その他市が不適当と認めるもの

取扱店舗の申込

■資格要件

▼共通要件

- ・市内に立地する店舗があること。
- ・『豊明全市民参加型物価高対策事業 取扱店舗募集要項』を遵守すること。
- ・次に該当する事業者でないこと。

- ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行うもの
- ② 特定の宗教・政治団体と関わるもの、又は、業務の内容について公序良俗に反する営業を行うもの
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は、豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）に規定する暴力団員等が営む事務所、または店舗
- ④ 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税及び地方消費税、法人事業税（個人事業者にあつては個人事業税）並びに法人市民税（個人事業者にあつては市民税）を滞納しているもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをしているもの、又は、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをしているもの
- ⑦ 労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- ⑧ 社会問題を起こしている業種、又は、事業者
- ⑨ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ⑩ その他、本事業の目的に照らして、不適当と市長が判断するもの

- ・商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の取扱いを行なわないこと。
- ・商品券を利用できない商品等に対しては、商品券の取扱いを受け付けられないこと。
- ・商品券の偽造・悪用・濫用をしないこと。
- ・商品券利用期間内は参加店舗として事業に参加すること。
- ・商品券利用額の振込みは当事務局で把握している金額を振込むことに同意をすること。
- ・商品券の利用に関し、苦情や紛争が生じ、店舗側の責めに帰すると認められる場合は、自ら解決に努めること。
- ・参加申込時に提供いただいた店舗名、営業時間などの店舗情報を本事業の業務において公表することに同意すること。
- ・商品券の取扱いに関し、市から改善要請があった場合は、それに従うこと。

▼紙商品券を取り扱う要件

- ・食料品等を取り扱う店舗であること。

▼デジタル商品券を取り扱う要件

- ・小売業・飲食業・各種サービス業・その他市が適当と認めた業種に属する小規模事業者であること。
- ・店舗面積が1,000㎡以下であること。
- ・愛知県内にある同一名称の店舗が15店舗以下であること。
※チェーン、フランチャイズ等の営業形態は問わない

募集締切日

令和8年5月12日（火）

※募集締切後も随時申込可能ですが、事業開始から参加したい場合は締切日までに必ずお申し込みください。

※最終締切日は7月21日（火）となります。

取扱店舗説明会

日付	会場	時間
4月7日（火）	豊明市役所ホール（本館2階） 豊明市新田町子持松1-1	11:00～ / 13:00～ / 15:00～
4月22日（水）	豊明市役所ホール（本館2階） 豊明市新田町子持松1-1	11:00～ / 13:00～ / 15:00～
5月11日（月）	豊明市役所ホール（本館2階） 豊明市新田町子持松1-1	11:00～ / 13:00～ / 15:00～

※所要時間は1時間程度を予定しています。

申込方法

リストに正確に記載する為、原則、専用申込フォームからお申し込みください。
口座情報が見つかるものをご準備ください。申込時に必要となります。



専用申込フォーム

<https://url-shorter.com/y5y617xj>

※WEB申込ができない場合は、専用申込用紙（事務局までお問い合わせください）にご記入の上、添付書類を添えて、事務局までご提出ください。

配布物について

専用二次元コード（デジタル商品券対象店舗のみ）、ポスター、チラシ、ステッカー、マニュアル

換金方法

- ・換金は5回程度を想定しています。
詳細は説明会、マニュアル等でご案内します。
- ・紙商品券の利用留意事項
 - ① 利用済み紙商品券は、**換金依頼書と一緒に**事務局に送付してください。枚数の確認後、振込を行います。
 - ② 利用者から商品券を受け取る際、偽造されたものでないことを確認してください。※商品券にはコピー防止加工をしています。
 - ③ 利用された商品券には、利用済みか判断するために店舗印等の押印を推奨します。
- ・デジタル商品券の利用留意事項
 - ① 換金作業は不要です。
 - ② 利用状況はシステム上で確認可能です。

その他留意事項

取扱店舗の審査は市が行い、結果はメールにて通知します。『豊明全市民参加型物価高対策事業 取扱店舗募集要項』に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、市においてその対応を決定します。

とよあ券取扱店舗向け窓口

とよあ券事務局（事務局）

TEL：050-5799-2946

E-mail：toyoake-shohinken@sigma-jp.co.jp（事業者専用）

時間：平日 8:30～17:30

※商品券利用期間のみ土日祝日（8:30～17:30）も対応

【事業主体】

豊明市役所 産業支援課 TEL：0562-92-8332

市ホームページ

